

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（案）参照条文

関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（輕減稅率適用貨物の用途外使用の制限等）

第二十條の二 別表において特定の用途に供するものであることを要件とする稅率が定められている貨物のうち政令で定めるものについて、当該特定の用途に供することを要件とする稅率（当該稅率が当該貨物に係るその用途に供することを要件としない稅率より低い場合に限る。以下「輕減稅率」という。）の適用を受けようとする者は、政令で定める手續をしなければならぬ。

2 及び 3 （省 略）

工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）（抄）

（日本工業規格）

第十七條 第十一條の規定により制定された工業標準は、日本工業規格という。

2 （省 略）

關稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（特惠關稅等）

第八條の二 經濟が開発の途上にある国（固有の關稅及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）であつて、關稅について特別の便益を受けることを希望するものうち、当該便益を与えることが適當であるものとして政令で定めるもの（以下「特惠受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成二十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する關稅の率は、第二條の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 三 （省 略）

2 前項の規定にかかわらず、一の特惠受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるもののうち、当該一の特惠受益国等を原産地とする物品の有する國際競争力の程度、当該物品の輸入がこれと同種の物品その

他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に与える影響その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便益を与えることが適当でないことと認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特惠受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。

### 3 及び 4 (省略)

#### (軽減税率の適用手続)

第八条の七 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率(以下「軽減税率」という。)が定められているもので政令で定めるものについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)(抄)

#### (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第九条の二 国税関係帳簿書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第六条(行政機関等の電磁的記録による作成等)の規定は、適用しない。